

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

# 高校生等奨学給付金 (国公立) 申請の手引き

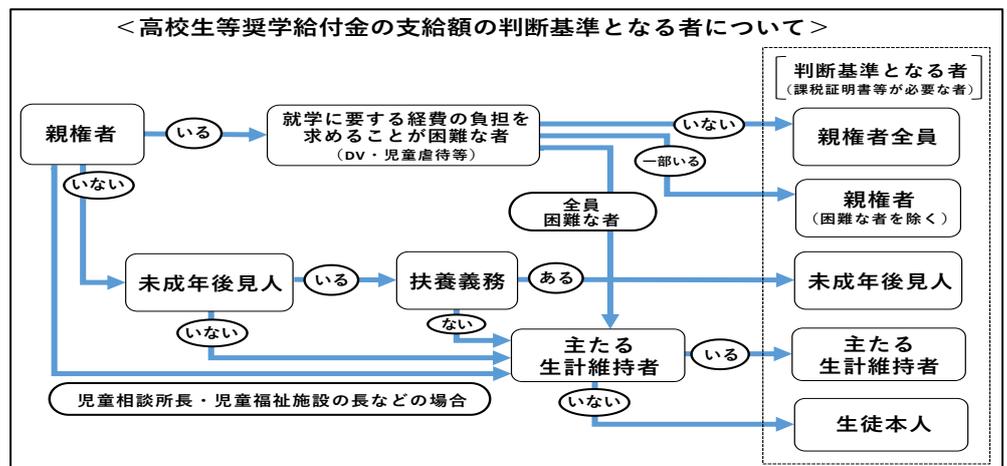
新入生の  
保護者等の方へ

令和7年度 新入生のための早期給付 (専攻科以外)

## ◆1 申請者

### 保護者等

- 1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- 2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- 3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。
- 4 在学中に高校生等が成人を迎えた場合の保護者等についても、就学支援金と同様の基準とします。



## ◆2 認定基準日

令和7年7月1日 (状況確認日)

## ◆3 提出締切

令和7年7月15日(火) 必着

※締切日を過ぎて提出されたものは、通常申請と同じ扱いになり、新入生の早い給付ができません。ご注意ください。

※新入生が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

※再入学、転入学などの場合は、「通常申請」で申請してください。

## ◆4 給付時期

※審査が終了したもののから順次振り込みます。  
(9月頃～10月頃)

## ◆5 提出先・問い合わせ先

・ 県内の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等

・ 県外の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

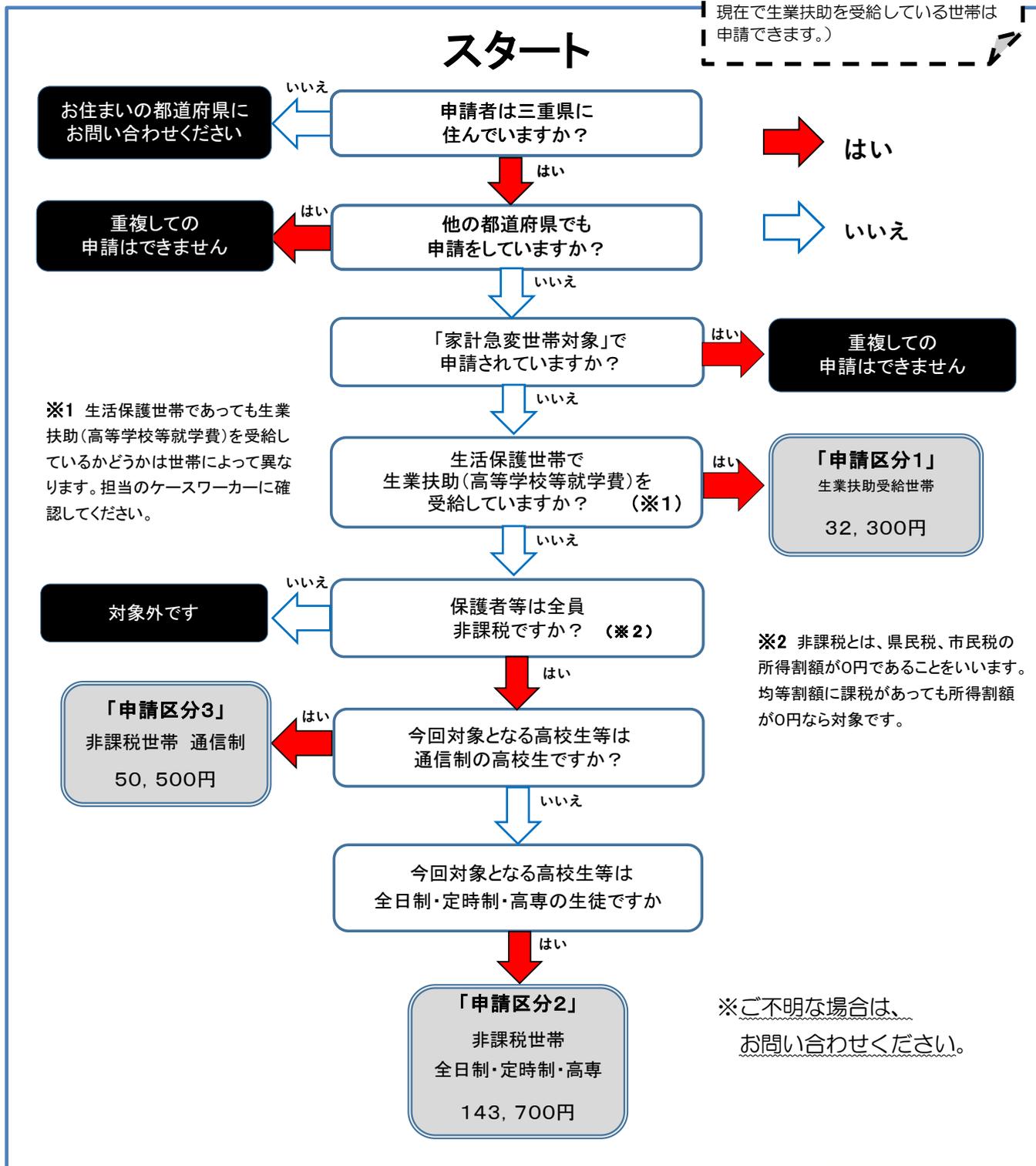
電話 059-224-2827 (受付 平日 8:30~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

## ◆6 申請区分の確認

- ・世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- ・申請区分1から3のいずれの申請区分に該当するかを確認してください。

令和7年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和7年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(7月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)



### --- 新入生早期給付額 ---

世帯種別		申請区分	給付額
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日制・定時制 ・通信制・高専	1	32,300円
県民税・市町村民税の 所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制・高専	2	143,700円
	通信制	3	50,500円

※給付回数は、年1回、通算3回  
(定時制、通信制の高等学校等に通う  
高校生等は4回)を上限とします。

◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県立高等学校》《国立・三重県外の高等学校等》

申請区分1 32,300円 生業扶助受給世帯

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について  
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付  
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 生業扶助受給証明書  
申請者の名前、高校生等本人の名前が確認できるもの  
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 143,700円 全日制・定時制・高専

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について  
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付  
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 令和7年度課税証明書等 (下段の★2を確認してください)
- ⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分3 50,500円 通信制

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について  
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付  
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 令和7年度課税証明書等 (下段の★2を確認してください)
- ⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)



★1「住民票」は、申請書の【2.申請者(保護者等)】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人(両方)、【4.対象となる高校生等】の提出が必要です。

**必ず続柄が入ったものにしてください。**

★2「令和7年度課税証明書等」は申請書の【2.申請者(保護者等)】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人(両方)の提出が必要です。

※申請書裏面の理由欄に当てはまらない場合は、親権者2名分が必要です。

▼申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください。

▼提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!

(不備があると、給付が遅れる原因になります。)

▼振込口座は忘れないようにメモをしておいてください。

(裏面の注意点もご覧ください)

## ◆8 提出する書類の注意点

提出する書類の番号・書類		注意点
①	申請書（様式 1-2） （新入生早期給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。</li> <li>訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。</li> <li>住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。</li> </ul>
④	住民票  ※交付日が認定基準日 （令和7年7月1日） 以降のものが必要！	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等全員分（申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの）と【4.対象となる高校生等】のもの</li> <li>世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要）</li> <li>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに提出してください。取得した枚数すべての提出が必要です。</li> <li>※ 住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</li> </ul> </li> </ul>
⑤	収入状況を確認する書類	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">生業扶助受給世帯</div> 生業扶助 受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要です。 <u>認定基準日（令和7年7月1日）現在</u>の生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できるもの 申請者の名前、高校生等本人の名前が確認できるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</li> <li>※ 生活保護世帯であっても、<u>生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない場合には、非課税世帯での申請になりますので</u>、生活保護証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</li> </ul> </li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非課税世帯</div> 課税証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等全員分（申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの）</li> <li><u>令和7年度の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）であることが確認できるもの</u>（課税額が***表示のものは不可）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 市役所、町役場等で取得し、提出してください。</li> <li>※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</li> <li>※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</li> </ul> </li> </ul>
⑥	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県外の高校生等のみ必要</div> 在学証明書 （様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>認定基準日（令和7年7月1日）現在</u>の在学を確認できるもの</li> <li>様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 在学で取得してください。</li> <li>※ 県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</li> </ul> </li> </ul>

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。